

発刊者：中本総合法律事務所

〒530-0047  
大阪市北区西天満5-9-3  
アールビル本館5階  
TEL: 06-6364-6241  
FAX: 06-6364-6243

## 目 次

# 中本総合法律事務所

## NAKAMOTO & PARTNERS

### News & Topics

残暑お見舞い申し上げます



## ご挨拶

中本総合法律事務所  
所長 弁護士 中本 和洋

毎日、暑い日が続いていますが、皆様にはお元気でご活躍のこととお慶び申し上げます。私も、本年3月末をもって大阪弁護士会会长及び日弁連副会長を退任し、当事務所

において弁護士業務に復帰し、元気に執務しています。大阪弁護士会会长在任中は、「希望と活力にあふれる弁護士会」をスローガンに東日本大震災の被災者のみなさんに「希望と活力」を届けるべく法律相談、原発事故損害賠償説明会及び義捐金の募集等支援活動を続けてまいりました。東北の被災地においては、復旧、復興に向けて少しずつ動いて来ていますが、本格的な復興、被害救済にはまだまだ時間がかかりそうです。日弁連では、9月15日、日弁連会館において「震災復興と司法の役割」というテーマでシンポジウムを開催します。シンポジウムでは、震災復興に向けての司法や弁護士の役割について、これまでの取組や将来の課題についてディスカッションを行う予定となっています。引き続き、弁護士及び弁護士会は、被災者の皆さんへの支援活動に全力を傾注しなければならないと考えています。

一方、弁護士及び弁護士会を取り巻く環境は、長らく経済不況や弁護士人口急増により、大変厳しいものがあります。このような中にあってこそ、弁護士及び弁

護士会は、利用しやすく頼りがいのある公正な司法を目指して改善、改革に取り組む必要があります。私は、日弁連において、民事、家事、行政裁判の改革及び裁判所の人的・物的基盤整備を中心課題とする民事司法改革に取り組んでいます。このような改革には、立法や予算を必要とする課題が多く、前途は多難ですが、さらに弁護士自身の改革も伴わないと実現はできないと考えています。弁護士の意識、職務規律、知識・技術及び執務態勢の改革が求められます。

当事務所では、3月末までパートナー弁護士であった木山智之が裁判官に任官し、現在、東京高等裁判所で判事として執務しています。さらに、佐藤碧が消費者庁に出向しており、大和隆之は、来年3月には、弁護士職務経験を終えて裁判官に復帰する予定です。このように人事交流を続けながら、各々弁護士としてのスキルアップに努めています。また、若手弁護士に英会話能力をつけるため、事務所に英会話教師を招き、毎週トレーニングを行って、将来の海外留学にも備えています。

さて、今回も、少し堅苦しい内容となりましたが、私も会長職を終えて、時間的にも余裕がでてきましたので、身体を少し鍛えるべく、毎朝、木刀で素振りを行い、剣道の稽古に備えています。ゴルフも相変わらず下手ですが、時々出掛けていますし、ダイビングも再開しました。このような私の剣道やダイビングについて、日本剣道連盟の機関誌である「剣窓」や大阪弁護士会の一水ニュース等に一文を投稿しました。

これらの文章を含め、最近掲載されたNBLやザ・ローヤーズの私の記事を、当事務所のホームページに収録しましたので、アクセスしてご一読頂ければ幸いです。

## Topics ! 法律情報

本コーナーでは、最近話題になった法律問題を解説していく予定です。1回目は「独占禁止法の問題」を取り上げます。近時、カルテルや不当廉売等、独占禁止法違反が問題とされるケースが増加しています。本稿では、その中の「優越的地位の濫用」に関する問題について解説します。

### 【事例】

大手スーパーのA社は、A社との取引が自社の売上の大部分を占めている複数の納入業者に対し、A社が取扱う商品の陳列等の作業を行わせるため無償で従業員を派遣させていた。また、販売期間中に売れ残った季節ものの商品を、納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、損失補償等を行うことなく納入業者に返品していた。

### 【問題と背景】

小売業者と納入業者との取引において、従業員派遣の要請や商品の返品等の行為が行われることは珍しくはないと思われます。しかし、これらの取引を、取引上優越する地位にある一方当事者が相手方に強制すれば、場合により「優越的地位の濫用」として、独占禁止法(以下「法」といいます)に基づく行政処分のリスクや、損害賠償等の民事責任を負う可能性があります。特に、平成21年の法改正により、優越的地位の濫用も課徴金納付命令の対象となつたため、濫用行為を継続すれば莫大な額の課徴金の納付を命じられることにもなりかねません。

実際に、近時、事例のようなケースで、小売業者に対し、公正取引委員会(以下「公取委」といいます)が優越的地位の濫用を理由に、当該行為の排除措置(差止等)に加え、高額の課徴金の納付を命じるケースが相次いでおり、中には課徴金額が40億円以上に上るケースも見られます。

摘発事例が相次いでいる背景には、法改正に伴い、公取委が違反調査や立件に積極的に取り組んでいるとの事情があると思われます。そして、公取委は、今後は小売業者だけでなく、例えば卸売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為について

も監視を深めていく旨を明言しており、今後さらに優越的地位の濫用が問題とされる事例の増加が予想されます。そのため、どのような行為が優越的地位の濫用に該当するかを理解し、濫用行為の予防に努めることがより一層重要になると考えます。

### 【優越的地位の濫用の意義・内容】

優越的地位の濫用は、取引上優越した地位にある一方当事者が、相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に、法2条9項5号イからハのいずれかに該当する行為を行う場合に認められます。

取引上優越した地位とは、例えば、納入業者がA社との取引に依存している等の事情により、A社が納入業者に対して著しく不利益な要請等を行っても、納入業者がこれを受け入れざるを得ない場合における、A社の納入業者に対する地位をいいます。

また、法2条9項5号イからハに該当する行為として、取引に係る商品等以外の商品等を購入させること(同イ)、金銭・役務等の経済上の利益を提供させること(同ロ)、従業員の派遣要請はこれに該当します)、商品の受領拒否・返品、対価の支払遅延、減額(同ハ)などの行為が規定されています。ただ、法の規定のみから具体的に如何なる場合に優越的地位の濫用と評価されるのかを判断することは困難です。この点公取委は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」と題するガイドラインを公表しており(<http://www.jftc.go.jp/dk/yuuetsutekichi.pdf>)、同ガイドラインの中には、問題となる行為の具体例や想定例が掲載されています。同ガイドラインや過去の違反事例を参照し、どのような行為が問題とされるかを具体的に理解することが重要であると考えます。

### 【濫用行為の予防のために】

濫用行為が認定された事案では、事前に従業員派遣や返品等の条件を明確にしていない点や、納入業者が受ける不利益が合理的範囲を超えること(納入業者に、派遣等による直接の利益が認められないことや派遣の対価が無償又は低額であること、返品に伴い生じる損失の負担を行っていないこと)等が問題とされています。そのため、優越的地位の濫用を未然に防止するためには、当事者間で、取引条件について事前に十分協議し、内容を明確にした上で書面化するとともに、派遣等に通常必要となる費用や返品によって通常生じる損失を負担するなどの方法により取引条件を合理的なものとする、といった対応を行うことが重要になると考えます。

(弁護士 黒柳 武史)

## ロンドン便り

弁護士 大高 友一

昨年8月からの英国・ロンドンでの留学生活も気がつけば早や1年になろうとしています。お陰様でこれまでのところ大きなトラブルや病気もなく、現在は、学年末試験を終えて、最後の修士論文提出に向けて図書館に通う毎日です。このたびの英国留学にあたってはクライアントの皆様に多大なるご不便をおかけしておりますことをあらためてお詫び申し上げますとともに、温かいご支援に深く感謝を申し上げます。

こちらの生活にもようやく慣れてきたとはいえ1年にも満たないロンドン生活であり、到底この国の実情を深層まで十分に理解したとはいえず表層的な印象論になってしまうかもしれません、留学生活の一端やこの1年間で私なりに感じたことを留学生活の備忘録として徒然に記したいと思います。

### 1. ロンドン大学のこと

私が留学しているのは、ロンドン大学(University of London)を構成する19のカレッジの一つであるユニバーシティカレッジロンドン(University College London、UCL)のLLMコース(ロースクール)です。もともとこの「ロンドン大学」は、「ロンドン大学」と称してはいても、ケンブリッジ大学やオックスフォード大学等とは異なって各カレッジがそれぞれ独自の大学として他のカレッジに拘束されることなく独立して運営されていて、一つの大学というよりはロンドンにある大学の緩やかな連合体といった方が適切です(もちろん、ロンドンにありながらロンドン大学に所属していない大学もあります)。ユニバーシティカレッジロンドンはそのロンドン大学のカレッジの中でも最大規模のもので文系から



ロンドン大学 本館

学部パーティにて



理系までの様々な10学部と2万5000人の学生を有しており、カレッジとは言いつつもはや総合大学と言っても良い規模です。実際、学生たちも自らのことを「ロンドン大学」の学生と名乗ることはまずなく、それぞれの所属カレッジを大学名として名乗っています。もともと、各カレッジは原則として「ロンドン大学」の名称で学位を発行しているとか、各カレッジの図書館を共通利用できるとか、各カレッジ共同で開催する講義が若干あったりするとか、ロンドン大学で運用している学生寮もあったりするとか、全カレッジを連合する学生自治会があったりするとか、所属カレッジ間に「ロンドン大学」としての共通性がないこともないのですが、多くの学生にとってはあまり関係のないこともあります。誤解を恐れずに言えば、例えば京都市内にある大学を全て「京都大学」と呼んでいるのに近いような感じです。

### 2. UCLのLLMのこと

英國でも多くの大学でLLMが開設されていますが、アメリカ合衆国のLLMとは異なって英國での法曹資格に直結しない(LLMを取得してもそれだけでは司法試験等の受験資格を得られない)ため、専攻にもありますが英國国籍を有する学生は比較的少なく、イングランド法やEU法を学ぼうとする留学生が大半を占めています。留学生の国籍は様々ですが、UCLのLLMでは中国からの留学生が最大勢力でおそらく4分の1程度。あとは、インドやシンガポール、香港など旧英國植民地からの学生やヨーロッパ大陸からの学生が比較的多いようです。ちなみに日本人は例年少なく、今年は約450人中8名でした(これでも比較的多い年だそうです)。

英國の修士課程は基本的に1年で修了することとなっており、UCLのLLMではその1年間の間に原則として4つの専門科目を選択し、そのうちの1科目で修士論文を書き、との3科エッセイ(小論文)で単位を取得することになります。

1年間とは言っても実際に専門科目の講義があるのは10月から翌年3月までの半年間だけで、

その後5月に学年末試験、その後の6～9月までは修士論文執筆に専念することになりますので、週にわざずか4科目とはいえ、半年間でカリキュラムをこなすべく学期中は各科目で大量のリーディング(予習)が課せられ、ようやく慣れてきたころには半年が過ぎていたというのが正直な感想です。

私が選択した専門科目は、International Trade law(国際取引法、主に海商法の基礎を扱う)、International Arbitraion(国際仲裁)、International Commercial Litigation(国際商事訴訟、主に国際裁判管轄、国際私法等を扱う)、EU Competition Law(EU競争法)の4科目で、国際商事法務の基礎となるような科目を中心を選択しました。このうちEU競争法で修士論文を執筆することとなっており、私の専門である消費者法にも関連する「カルテル等における間接購入者の損害における米国とEUの異同について」というテーマで論文をまとめる予定です。

### 3. 英国のこと

最後にロンドンや英国のことについて少し。ロンドンでは当然のことながら日本人である私はマイノリティーな立場になるわけですが、でもある意味ではマジョリティーだということに最近気づきました。というのも、先般の新聞報道によれば、最近まで続いた寛大な英国の移民政策の結果、少なくともロンドンでは伝統的な British の割合が50%を下回り、いわばマイノリティー(の集合体)の方がある意味マジョリティーになってしまっているからです。ロンドンに旅行されたり、生活されたことのある方はよくご承知かとは思いますが、ロンドン市内では様々な肌の色や言語の人が入り乱れおり、今やまさに人種のるつぼといった状況です。このような寛大や移民政策の結果としての人々の多様性は近年の英国の発展を支えてきた一因であると思われるわけですが、必ずしも良い面ばかりでないのは当然で、リーマンショック前の景気の良かった時期はともかく、その後に続く構造的な不況の下では、このような移民に対する伝統的な British の不満(伝統的な British の職を奪う、伝統的な英国の文化やコミュニティに加わろうとしないなど)が年々高まっており、このような世論の動向を受けて、ここ数年英国の移民政策はEU圏外からの移民(留学生を含む)を著しく制限する方向に進んでいます。もっとも、これまで寛大な移民政策をとってきたこともあって、英国では今後も引き続きゆるやかな人口増大傾向が続くものと予測されているようであり、このことが将来の経済発展の礎になりうることを考えると、痛し痒しというところでしょう。

このようなロンドンの状況は、功罪含めて、今後、人口減少が予測される日本が取り得べき方策について色々と参考になるように思います。

### 4. おわりに

本稿の執筆時点ではまだ帰国時期は決まっておりませんが、皆様のご理解とご協力の下に頂いたこの留学の機会を最大限に生かし、業務復帰後に少しでも皆様のお役に立てるよう、より知見を深めていきたいと思っておりますので、引き続きご支援、ご指導賜れば幸いです。

#### 編集・構成後記 ごあいさつ

弊所事務所報も、無事に2号目を発刊することができました。本号は、この残暑を皆様と一緒に乗り越えさせていただけたらという思いを込めて、涼しげなレイアウトにしました。また、内容はますます濃く!ということで、今回は法律情報もお届けいたしました。今後も、ますます充実した事務所報をお届けしてゆきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。(弁護士 倉橋・弁護士 朝倉)

### 中本総合法律事務所

E-mail : mail@nk-law.gr.jp

Web サイトのアドレス: [変更しました!](http://nakamoto.mylawyer.jp/)

<http://nakamoto.mylawyer.jp/>

#### 中本総合法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満5-9-3

アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243

所属弁護士

中本和洋・倉橋忍・鷹野俊司・豊島ひろ江

大高友一・坂口聖子・宮崎慎吾・黒柳武史

大和隆之・外山将平・鍵谷文子・朝倉舞

上田倫史・幸尾菜摘子・安田慶太

#### 中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂1丁目3番9号

荻島ビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249

所属弁護士

三木剛・長門英悟